



国際ロータリー
2023年決議審議会

決定報告書

2023年10月17日～11月4日





2023年12月

ロータリアンの皆さま

皆さまにおかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

2023年10月17日から11月4日までの間、国際ロータリーの決議審議会がオンラインで行われました。RI細則9.150.1項に従い、審議会の決定報告書をお送りいたします。

今回の審議会には26件の決議案が提出され、採択された7件はすべてRI理事会に推奨されました。理事会は今後の会合でこれらの案件を検討することとなります。

決議審議会または採択された案件に関するご質問は、審議会業務部

(council_services@rotary.org) にお問い合わせください。次回の決議審議会に決議案を提出する期限は、2024年6月30日です。

よろしく願いいたします。

国際ロータリー

審議会業務部マネジャー

サラ・クリステンセン (Sarah Christensen)

立法案

立法案 番号	案件	票数	ページ 番号
23R-05	ローターアクトクラブ入会の年齢上限を 30 歳に設定することを検討するよう RI 理事会に要請する件	251 - 175	1
23R-06	地区ローターアクト代表の任務と責務に関するロータリー章典の改正を検討するよう RI 理事会に要請する件	314 - 105	3
23R-09	地域化の試験的プロジェクトの目的と実施方法を詳細に説明することを検討するよう RI 理事会に要請する件	348 - 74	6
23R-10	ロータリアンが職業分類を共有するためのツールの開発を検討するよう RI 理事会に要請する件	237 - 183	8
23R-15	世界規模でロータリー奉仕活動を支えるコーポレート・パートナーシップを築くことを検討するよう RI 理事会に要請する件	228 - 195	10
23R-25	RI のプロセス改善とコスト削減に関する定期的な現状報告をするよう RI 理事会に要請する件	373 - 56	12
23R-26	事務総長の資格要件を RI の組織規程で明確化する立法案を今後の規定審議会に提案することを検討するよう RI 理事会に要請する件	334 - 94	14

決議案 23R-05

ローターアクトクラブ入会の年齢上限を 30 歳に設定することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： Arouca ロータリークラブ（第 1970 地区、ポルトガル）
Figueira da Fóz ロータリークラブ（第 1970 地区、ポルトガル）
Gaia-Sul ロータリークラブ（第 1970 地区、ポルトガル）
Porto ロータリークラブ（第 1970 地区、ポルトガル）
Seia ロータリークラブ（第 1970 地区、ポルトガル）
Senhora da Hora ロータリークラブ（第 1970 地区、ポルトガル）

1 ロータリーのプログラムであるローターアクトは、当初は 18 歳から 30 歳まで
2 の若者を対象として立案されたものである。

3

4 ローターアクトクラブは、2019 年に RI に加盟した。

5

6 ローターアクトクラブに入会し、留まることに対する年齢制限はなくなった。

7

8 この変更は、主に、若い人びとをロータリーに引き付け、ロータリーの会員維持
9 率を向上させ、新しいアイデアや奉仕プロジェクトを育むための手段として行わ
10 れた。

11

12 これはロータリークラブの価値を減少させるものと解釈されるべきではない。

13

14 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ローターアク
15 トクラブ入会の年齢上限を 30 歳に設定することを検討するものとする。

（本文終わり）

趣旨および効果

- 1 ローターアクトが国際ロータリーの加盟クラブとなることで、ロータリアンである
- 2 こととローターアクターであることを識別する基準はほとんどなくなった。こ
- 3 れは、年齢に関係なく、定年退職した人であっても、ローターアクトクラブに入
- 4 会できるという意味に誤解されるかもしれない。
- 5
- 6 年齢制限を 30 歳に設定することで、年齢がより高く、職業生活も発展している
- 7 若い成人のロータリークラブ入会を促すことができる。その結果、ロータリーク
- 8 ラブは若返り、より多様性のあるクラブとなるであろう。

財務上の影響

- 9 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われ
- 10 る。RI 理事会は 2020 年 1 月の決議により、ローターアクトクラブは、会員の承
- 11 認を得た場合、年齢制限を設定できる（ただし義務ではない）と規定した。

決議案 23R-06

地区ローターアクト代表の任務と責務に関するロータリー章典の改正を検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 第 1830 地区（ドイツ）
第 1841 地区（ドイツ）
第 1940 地区（ドイツ）

1 地区ローターアクト代表（DRR）は、ローターアクトクラブに影響を与えるか
2 もしれない地区内の具体的な状況や事情について最もよく知っている。

3

4 DRR は、ローターアクトクラブ入会への若い人たちの意欲を高め、活発な新ローターアクトクラブの結成を支援する最善の方法を知っている。

5

6
7 さらに、特定の地域のローターアクトクラブと多地区合同情報組織（MDIO）との間の最適なつながりを維持することができる。

8

9
10 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、地区ローターアクト代表の任務と責務に関するロータリー章典第12.020.節（スポンサーシップ）と第12.080.2.項（地区ローターアクト代表）の改正を検討するものとする。

11

12 第 12 条 ローターアクトクラブ

13

14 12.020. スポンサーシップ

15 1.ローターアクトクラブは、地区ローターアクト代表のレポートを確認後にガバナーによって承認された後、国際ロータリーの承認と認定を経て設立される。国際ロータリーの継続的認定なくしては存続できない。

16

1 12.080. ローターアクトの地区会合および活動

3 12.080.2. 地区ローターアクト代表

- 4
- 5 4. 地区ローターアクト代表は、他の地区リーダーと協力して、以下を行う
- 6 べきである。
- 7 a. 地区ローターアクトニュースレターを作成、配信する。
- 8 b. 指導力研修を支援し、実施する。
- 9 c. 地区全域でローターアクトの推進と拡大活動を実施する。
- 10 d. 奉仕活動を計画、実施する（地区内のローターアクトクラブの4分の
- 11 3の承認を得た場合）。
- 12 e. ローターアクトクラブがプロジェクトを実施する際、助言と援助を提
- 13 供する。
- 14 f. 地区におけるロータリーとローターアクトの合同活動を調整する。
- 15 g. 地区レベルにおけるローターアクトの広報活動を手配する。
- 16 h. 地区内のローターアクトクラブ役員研修会を計画し、実施する。
- 17 i. 新しいローターアクトクラブの設立を援助する。

(本文終わり)

趣旨および効果

1 本決議案の目的は、地区ガバナーとスポンサークラブを支援し、新しいローター
2 アクトクラブが長期的に成功し、地区の既存のロータリアンやローターアクトの
3 仕組みに最適な形で溶け込めるようにすることである。ガバナーとスポンサーク
4 ラブは、新しいローターアクトクラブの結成の際に、DRRの意見を聞くものと
5 し、これによりDRRとローターアクト委員会がより積極的な役割を果たすよう
6 になる。これは、クラブが正式に設立された後も、力強く効果的なクラブであり
7 続けるための追加的な支援策である。ガバナーの裁量による意思決定を制限する
8 ものではない。

財務上の影響

- 1 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。
- 2

決議案 23R-09

地域化の試験的プロジェクトの目的と実施方法を詳細に説明することを検討する
よう RI 理事会に要請する件

提案者： 東京江東ロータリークラブ（第 2580 地区、日本）

- 1 2022 年の規定審議会で採択された、RI 細則 14.030. 「試験的プロジェクトを通じ
- 2 た監督」の規定に基づいて、RIBI 内および／またはオーストラリアまたはニュー
- 3 ジーランドを含むゾーン内にあるクラブで、試験的プロジェクトを行うことになっ
- 4 た。
- 5
- 6 しかし、その試験的プロジェクトの目的や具体的な実施方法が、細則の中で具体的
- 7 に示されているわけではないので不明である。そのため、例えば、地域的な制度を
- 8 採用する場合、または地域の事務局をより幅広く利用する場合、それが RI の小型
- 9 化につながるのかどうかなど、これらの試験的プロジェクトが現在のガバナー制度
- 10 に与える影響について、さまざまな疑念を生じている。
- 11
- 12 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、地域化の試験的
- 13 プロジェクトの目的と実施方法を詳細に説明することを検討するものとする。

（本文終わり）

趣旨および効果

- 14 これまで、「ロータリーの未来形成」の範囲内で、地域化の試験的プロジェクト
- 15 として限られた地域で実施するために縮小された具体的な活動の詳細について、
- 16 私たちは情報を受けてこなかった。試験的プロジェクトについて明確な説明がな
- 17 ければ、十分に理解することはできない。そのため、地域化の試験的プロジェク

- 1 トの目的と実施方法をできるだけ詳細に説明することを検討するよう RI 理事会
- 2 に提案する。

財務上の影響

- 3 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われ
- 4 る。

決議案 23R-10

ロータリアンが職業分類を共有するためのツールの開発を検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 第 1660 地区（フランス）

- 1 職業分類というロータリーの基本原則は、現行の手続要覧に反映されている通り
- 2 、標準ロータリークラブ定款に正式に組み込まれている。
- 3
- 4 「地域社会の経済発展」の重点分野において実施されるプロジェクトを成功させ
- 5 るには、ロータリアンの中で職業分類を分かち合うことが不可欠である。
- 6
- 7 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリアン
- 8 が地区内または多地区合同の状況において職業分類を共有するためのツールの開
- 9 発を検討するものとする。

（本文終わり）

趣旨および効果

- 10 地域社会の経済発展プロジェクトの遂行に協力することで、ボランティア活動を通
- 11 じて職業生活により大きな意味を見出そうとする若い世代に歩み寄ることができ
- 12 ます。このような関係が完全に構築されれば、ロータリーはこの層の入会をより
- 13 成功させることができる。
- 14
- 15 本提案の目標は、地区内ロータリアンの職業分類システムに関する情報をより効
- 16 果的に伝えることによって、キャリアデー、起業支援、ボランティア活動、若い

- 1 職業人への支援、就職活動の支援、RYLA などの地域社会の経済発展プロジェクトの数を増やすことである。

財務上の影響

- 3 本決議案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定
- 4 することはできない。かかる費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提
- 5 供する支援の範囲と内容に左右されると思われる。

決議案 23R-15

世界規模でロータリー奉仕活動を支えるコーポレート・パートナーシップを築くことを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 大阪ロータリークラブ（第 2660 地区、日本）

- 1 昨今、国際ロータリーは国連、WHO、ユニセフや、奉仕活動を実施するその他の
- 2 NGO とのパートナーシップを締結し、協力関係を強固なものにすることに力点を
- 3 置いている。
- 4
- 5 パートナーシップに基づいた奉仕活動、特に七つの重点分野に関連した奉仕活動は
- 6 充実してきたが、これらの奉仕活動を支えるため、ロータリー会員に課せられてい
- 7 る経済的負担が大きくなっているのも事実である。
- 8
- 9 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、世界規模でロー
- 10 タリーの奉仕活動を支える、コーポレート・パートナーシップを築くことを検討す
- 11 るものとする。

（本文終わり）

趣旨および効果

- 12 社会的責任を果たすことを企業理念に掲げ、利益を社会に還元している民間企業
- 13 は多く存在している。
- 14
- 15 ロータリーが持つ世界的ネットワークを生かした、奉仕活動を支援したいと考え
- 16 る企業ニーズは相当の数存在する。

- 1 ロータリーの奉仕活動に対し、純粋な慈善活動として世界規模で支援を提供でき
- 2 るコーポレート・パートナーシップを築くことは、ロータリーを新たな次元に引
- 3 き上げることになる。

財務上の影響

- 4 本決議案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定
- 5 することはできない。かかる費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提
- 6 供する支援の範囲と内容に左右されると思われる。

決議案 23R-25

RI のプロセス改善とコスト削減に関する定期的な現状報告をするよう RI 理事会に要請する件

提案者： 前橋ロータリークラブ（第 2840 地区、日本）

1 2022 年規定審議会では、「5 年間の財務見通し」を根拠に人頭分担金の大幅増額
2 が決定された。

3

4 RI 理事会提案の制定案 22-46「人頭分担金を増額する件」の審議は激しい議論の末
5 、賛成 285、反対 205 で採択された。反対票が有効投票数の 41.8%に達したこと
6 を過小評価すべきではない。本件の審議が紛糾したのは、「5 年間の財務見通し」
7 が大雑把な収入と支出の見通しを説明するだけで、収入に見合った適切な支出の具
8 体的な計画が示されていないので、多くの代表議員にとって説得力がなかったため
9 だと考えられる。

10

11 「5 年間の財務見通し」では、支出に関して「理事会と事務局は、プロセスの改善
12 とコスト削減のためのリサーチと対応を続ける・・・」と表明されている。しかし
13 、リサーチや対応の具体策については明示されていない。

14

15 RI 理事会はプロセスの改善とコスト削減のための具体的実施策を「5 年間の財務見
16 通し」とは別に、年に 1 度定期的に全クラブおよび地区代表議員に報告し、説明責
17 任を果たすべきである。

18

19 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、RI のプロセス
20 改善とコスト削減の定期的な現状報告をすることを検討するものとする。

（本文終わり）

趣旨および効果

- 1 本決議案は、人頭分担金増額の根拠になっている「5年間の財務見通し」では説
- 2 明不十分な、収入と支出の健全なバランスを保つための、プロセスの見直しやコ
- 3 スト削減の定期的な経過報告を求めるものである。
- 4
- 5 RI理事会と事務局が、重要なステークホルダーであるクラブに対して、その経
- 6 営努力についての具体的な説明責任を果たすことで、規定審議会における人頭分
- 7 担金に関する制定案の説得力が高まり、審議の質が高まることが期待できる。

財務上の影響

- 8 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われ
- 9 る。RIのプロセス改善とコスト削減に関する定期的な現状報告をするために、
- 10 大きな費用はかからないと思われる。

決議案 23R-26

事務総長の資格要件を RI の組織規程で明確化する立法案を今後の規定審議会に提案することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 敦賀ロータリークラブ（第 2650 地区、日本）

1 RI 細則第 6.050.節には、事務総長を除く RI の全役員の資格要件が明確に規定され
2 ている。RI 細則第 6.040.節は、「理事会はロータリアンを事務総長として選出」
3 とのみ規定している。

4

5 時間とともに、事務総長の役割は変化してきた。ロータリー設立当初、事務総長は
6 RI の常勤役員（active managing officer）を務めていた。その立場は 2019 年の規
7 定審議会で RI の最高経営責任者（chief executive officer）となり、その役割と責
8 務は大きく変化し、また重くなった。

9

10 今や RI の最高経営責任者となった事務総長の資格要件は、組織規定で明確に定め
11 る必要がある。

12

13 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、事務総長の資格
14 要件を RI の組織規定で明確化する立法案を今後の規定審議会に提案することを検
15 討するものとする。

（本文終わり）

趣旨および効果

16 ロータリー創設時、事務総長の立場は RI の常勤役員（the active managing
17 officer of Rotary International）であった。その立場は、1995 年に最高管理役

- 1 員 (chief administrative officer of RI) となり、2010 年に最高執行責任者
2 (chief operating officer of RI) となり、2019 年に最高経営責任者 (RI's chief
3 executive officer) となった。しかし、この間、役割の明確な資格要件は規定さ
4 れてない。
5
6 RI 会長や理事会に代わり、重要な決定を下す RI の最高経営責任者である事務総
7 長の資格要件は、RI の組織規定に正式に盛り込まれるべきである。

財務上の影響

- 8 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われ
9 る。